

存留在船通事一員 蔡廷会 人伴二名

国王附搭の蘇木一千斤・紅銅一千斤

右の符文は正議大夫蔡瀚及び都通事林喬等に付し、此れに

准ぜしむ

嘉靖二十年（一五四一）正月二十二日

進貢等の
事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』嘉靖二十年六月戊午の条に記事がある。

1-25-24

国王尚清の、進貢のため長史梁顯等を遣わす符文

（一五四五、一、一一）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に長史梁顯・使者馬達刺庇等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむ。仁字号小船一隻に坐駕して馬八匹・硫黄一万四千斤、

及び護送の都通事蔡朝慶の船内に、馬二匹・硫黄六千斤、共に馬一十四・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き

告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遲滞して使ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 梁顯

使者一員 馬達刺庇

通事一員 鄭元

共に人伴十七名

存留在船使者二員 馬山路 馬普度 従人四名

存留在船都通事一員 蔡廷会 従人三名

国王附搭の胡椒一千斤・蘇木一千斤

嘉靖二十四年（一五四五）正月十一日

右の符文は長史梁顯・通事鄭元に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』嘉靖二十四年八月丁未の条に記事がある。

（1）存留在船都通事 （二五一一七）注（2）存留在船通事を参照。

1-25-25

国王尚清の、進貢謝恩のため正議大夫陳賦等を遣わす符文

（一五四七、三、七）

琉球国中山王尚清、進貢、謝恩等の事の為にす。